

集計されていない神奈川県知事選挙用投票用紙の発見について

平成31年4月7日執行の神奈川県知事選挙の開票事務で使用した投票用紙計数機の中から、集計されていない投票用紙が3枚発見され、これらの投票が開票結果に反映されていなかったことが判明しました。

このことにより、市民の皆様大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 発見した日

令和元年7月1日(月) 午後5時頃

2 発見された投票用紙

平成31年4月7日執行の神奈川県知事選挙用投票用紙 3枚

3 経緯

参議院議員通常選挙の準備作業として、委託事業者が平成31年4月7日執行の神奈川県知事選挙の開票事務で使用した投票用紙計数機の点検を行っていたところ、54台ある計数機のうち1台の中から、3枚の神奈川県知事選挙用の投票用紙が発見されました。

投票用紙が発見された計数機の箱に「故障」と表示されていたため、その経緯を確認したところ、開票事務に従事していた職員から、使用していた計数機の1台がエラーを表示し、動作しなくなったとの申出があり、中央区選挙管理委員会事務局職員が別室にあった予備の計数機と交換し、エラーの表示をした計数機に「故障」の表示をした上で、倉庫で保管していたものです。

エラーの表示があった際、計数機内に今回発見された投票用紙が詰まっていたものと考えられますが、ホッパー及びスタッカー上の用紙を取り除いてもエラーが解除できなかったことから、故障と判断し、投票用紙が残留している可能性を疑わず、会場で待機していた計数機メーカーへの確認を怠ったことが今回の事態を招いたものと考えられます。

4 再発防止策

計数機がエラーを表示している場合は、用紙が機器内に残留している可能性があるため、必ずメーカーに対応を求めるよう徹底します。

また、手順を定めた上で、計数機を取り扱う際に、機器内に残留した投票用紙が無いことの確認を行うよう周知及び徹底を図ります。